

農事組合法人の法人事業税の課税・非課税判定票

管理番号	
法人名	
事業年度	～

A 組合員の要件	農民のみで構成されている (農業協同組合法第72条の13第1項第1号)	はい・いいえ	「はい」の場合Bに進んでください。 「いいえ」の場合、下記組合員名等を記載し判定してください。
	組合員名	組合員資格の該当番号	出資口数
		1・2・3・4・5	
		1・2・3・4・5	
		1・2・3・4・5	
		1・2・3・4・5	
		1・2・3・4・5	
		1・2・3・4・5	
		1・2・3・4・5	
		1・2・3・4・5	
合計	[資格区分は下記のとおり]		口
資格区分	1. 農民(農民でなくなった組合員又は死亡組合員の相続人で農民でないものも農民とみなします。)		
	2. 農業協同組合又は農業協同組合連合会		
	3. 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける個人若しくは当該農事組合法人に対し、特許権、実用新案権等について、法人との間で契約を締結している者又は本法人と連携して事業を行い本法人の事業の円滑化に寄与する法人		
I 出資口数合計 [ 口 ] × 0.5 が 2・3・4・5 の口数計 [ 口 ] 以上である	4. 3に掲げる者の代表者、代理人、使用人その他の従業員		「いいえ」がある場合 [D判定結果]の「ハ」へ (B及びCの記載は不要です)
	5. 4に掲げる者以外で、3に掲げる者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者		
	II 出資口数合計 [ 口 ] × 0.25 が 3・4・5 の口数計 [ 口 ] 以上である		
B 農地所有適格法人の要件	①主たる事業が農業であること		はい・いいえ
	②本法人の行う農業に常時従事する者(以下「常時従事者」といいます。詳細は裏面をご覧ください。)たる構成員が理事の数の過半を占めていること。		はい・いいえ
	③本法人の理事又は農地法施行規則第7条で定める使用人(いずれも常時従事者に限る。)のうち、一人以上の者が、本法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農地法施行規則第8条に定める日数(原則60日)以上従事すると認められるものであること。		はい・いいえ
			「いいえ」がある場合 [D判定結果]の「ハ」へ (Cの記載は不要です。) 全て「はい」の場合 Cに進んでください。

裏面に続きます

農事組合法人の法人事業税の課税・非課税判定票（続き）

C 収入金額	農業(耕種農業)収入		農業(耕種農業)附帯収入	その他の収入	総収入金額			
	a	円	b	円	c	円	d (a+b+c)	円
	aの50%	e	円	bがeより小さい場合 …… [D判定結果]の「イ」へ bがeと同額か又は大きい場合 …… [D判定結果]の「ロ」へ 収入金額の全てがcである場合 …… [D判定結果]の「ハ」へ				
注1 : 損益計算書の売上及び収益をa～cに区分し、dにはその合計を記載してください。 (収入区分の具体例は記載の手引きの裏面をご覧ください。) 注2 : eの円未満は切り捨ててください。								

D 判定結果	イ	ロ	ハ																										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">総収入金額</td></tr> <tr><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr> <tr><td colspan="2">非課税</td><td>課税</td></tr> </table>	総収入金額			a	b	c	非課税		課税	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">総収入金額</td></tr> <tr><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr> <tr><td>非課税</td><td colspan="2">課税</td></tr> </table>	総収入金額			a	b	c	非課税	課税		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3">総収入金額</td></tr> <tr><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr> <tr><td colspan="3">課税</td></tr> </table>	総収入金額			a	b	c	課税	
総収入金額																													
a	b	c																											
非課税		課税																											
総収入金額																													
a	b	c																											
非課税	課税																												
総収入金額																													
a	b	c																											
課税																													
所得金額計算書で課税所得を計算してください。 ※cがない場合は所得金額計算書による計算は不要です。																													

【常時従事者について】

農事組合法人が行う農業に従事する者で、次のいずれかに該当する構成員をいいます。

- (1) 年間150日以上従事する者
- (2) 年間150日に満たない者にあつては、算式Ⅰにより算出される日数(その日数が60日未満の場合は60日)以上であること。
- (3) 年間60日に満たない者にあつては、その法人に農地について所有権もしくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用収益をさせており、かつ、従事する日数が算式Ⅰ又は算式Ⅱにより算出される日数のいずれか大である日数以上であること。

なお、疾病又は負傷による療養、修学等により一時的に常時従事することができない者を含みます。

$$\text{算式Ⅰ} \quad \frac{[\text{その法人の事業に必要な年間総労働日数}]}{[\text{その法人の組合員の数}]} \times \frac{2}{3}$$

$$\text{算式Ⅱ} \quad [\text{その法人の事業に必要な年間総労働日数}] \times \frac{[\text{その組合員がその法人に所有権もしくは使用収益権を移転し又は使用収益権に基づく使用収益をさせている農地の面積}]}{[\text{その法人が耕作又は養畜の事業の用に供している農地の面積}]}$$